商品概要説明書

アグリＶ

（令和６年３月１日現在）

商品名	アグリＶ
ご利用いただける方	○ＪＡが担い手と認定した組合員等。なお、担い手とは、以下のいずれかの要件を満たす方とします。 ①「実質化された人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」において、「地域の中心となる経営体」として位置づけられた農業者（個人・法人・集落営農組織） ②経営所得安定対策または収入保険制度に加入している認定農業者（法人を含む）及び集落営農組織 ③上記以外の園芸、果樹、畜産等を営む認定農業者（法人を含む） ④その他ＪＡが担い手と認めた組合員及び農業生産組織
資金使途	○　農畜産物の生産・加工・流通・販売等農業経営に必要な設備資金および中・長期運転資金 ○　農地取得および農地の借地料等の支払いに必要となる資金 ※　本資金は、負債整理および生活関連事業は対象とせず、原則として他資金の借換えも行いません。
借入金額	○　100 万円以上 2,000 万円以内かつ、所要額以内とします。 ※　本資金を複数回ご利用いただく場合、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの借入実行額累計が 2,000 万円を超えることはできません。
借入期間	○　1 年以上 20 年以内（据置期間 2 年以内）とします。
借入利率	○　当ＪＡ所定の利率といたします（固定金利）。詳細については、当ＪＡの融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○　証書借入とします。
返済方法	○　元金の返済方法は、元金均等年賦返済（毎回、一定額の元金を年 1 回支払う方法）とし、返済日は任意の特定月の 20 日とします。 ○　利息の返済方法は、元金残高に応じた利息を、原則として以下の①または②の期日にお支払いいただきます。 ①　年 1 回支払い：元金返済日 ②　年 2 回支払い：元金返済日および元金返済日の 6 カ月後の応当日 ○　一部繰上返済および全額繰上返済は、任意の日に行えます。
担保	○　原則として、担保は不要です。
保証	○　原則として、新潟県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○　連帯保証人を求める場合があります。
保証料	○　分割払いとします。約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は、借入実行日から 3 年経過後に到来する元利金返済日までは年 0.32%、その翌日以降は年 0.32%（または年 0.23%）となります。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○　苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または金融共済部(電話：０２５４－２６－２６００)にお申し出ください。 当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ○　紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融共済部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会（電話：０２５－２２２－５５３３） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他	○　当ＪＡの融資枠に達した場合は、受付を終了させていただく場合があります。 ○　お申込みに際しては、当ＪＡ、および原則として新潟県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○　現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡ北新潟